

プロポーザル説明書

「相模原赤十字病院医療情報システムの導入」に関わるプロポーザルに関する詳細は、日本赤十字社の規程及び関係法令に定めるもののほか、このプロポーザル説明書のとおりとする。

1 公示日 令和5年9月11日(月)

2 契約者 神奈川県相模原市緑区中野256
相模原赤十字病院
院長 西 八嗣

3 プロポーザルの概要

- (1) 件名 相模原赤十字病院医療情報システムの導入
- (2) 導入内容 後日手交する「日本赤十字社相模原赤十字病院 医療情報システム要求仕様書」のとおり
- (3) 導入場所 神奈川県相模原市緑区中野256 相模原赤十字病院
- (4) 本番稼働 令和6年12月1日(日)
- (5) 課題解決期限 令和7年2月28日(金)

4 参加資格

- (1) プロポーザルに参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 公示の日から開札までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は神奈川県内で行われた不正行為等に基づき、神奈川県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、神奈川県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部署

所在地: 〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野256
施設名: 日本赤十字社 相模原赤十字病院
担当者: 事務部 総務課 竹村春輝
電話: 042-784-1101(代表)
FAX: 042-784-2200(代表)

6 全体日程

全体日程(予定)日時	内 容
令和5年 9月21日(木) 午後5時まで	参加表明書等提出期限
令和5年10月 4日(水) 午後5時まで	質疑受付期限
令和5年10月13日(金) 午後5時まで	企画提案書提出期限
令和5年10月17日(火)	プレゼンテーション
令和5年10月31日(火)	審査結果通知(受託候補者の決定)
令和5年12月22日(金)	業務委託契約の締結

7 プロポーザル説明書等の配布期間及び場所

- (1) 配布期間: 令和5年9月11日(月) 午前11時30分 ~ 令和5年9月15日(金) 午後5時
- (2) 配布場所: 相模原赤十字病院ホームページ <http://www.sagamihara.jrc.or.jp/>
からダウンロード可能

8 プロポーザル参加表明書等の提出

本件プロポーザルに参加する場合は、次に従い、プロポーザル参加表明書(様式1)を提出すること。また、併せて日本赤十字社競争入札参加資格の写しを提出すること。

- (1) 提出期限: 令和5年9月21日(木)午後5時まで
土曜、日曜及び祝日を除く 9時~17時
- (2) 提出場所: 上記3に同じ。要求仕様書を取り交わします。

9 プロポーザル説明書、基本要件仕様書等に関する質問及び回答

- (1) プロポーザル説明書、基本要件仕様書他本件プロポーザルに関する質問がある場合は、次に従い質問書(別紙様式2)により書面及び電子データ(エクセル形式)で提出すること。なお、質問がない場合においても「質問なし」として必ず提出すること。
 - ア 提出日: 令和5年10月4日(水) 午後5時まで
 - イ 提出先: 上記5に同じ
 - ウ 提出方法:
 - (ア) 質問書は持参もしくは電子メール添付により提出すること。
 - (イ) 書面に合わせて電子データ(エクセル形式)により質問事項(書面と合わせた項目を列にとったもの)をE-mailにより提出すること。
 - (ウ) 上記6によるプロポーザル参加表明書の提出のない者からの質問には回答しないこと。
- (2) 上記(1)の質問に対しては、下記により回答すること。
 - ア 回答期日: 令和5年10月11日(水) 午後5時まで
 - イ 回答方法: プロポーザル参加表明書を提出したすべての者に対し、同参加表明書に記載されている担当者あてにE-mailにて回答すること。

ウ 留意事項:仕様書等にかかる追加事項、変更事項等が発生した場合は、本回答に併せて通知する場合があること。

10 企画提案書等の提出期間、提出場所及び方法

(1)提出期間:令和5年10月13日(金)午後5時

(2)提出場所:上記5に同じ。

(3)提出方法:持参すること。

(4)提出書類(様式3~6)について:

ア 企画提案提出書(別紙様式3):提出書類の表紙

イ 応札技術仕様書(別紙様式4):システム機能要求の実現可否

ウ 導入実績調書(別紙様式5):過去3年間の同床規模施設での導入実績

エ 業務実施体制(別紙様式6):本調達での導入体制の記載

(5)提出部数:

ア	企画提案提出書(別紙様式3)	(正本1部)
イ	応札技術仕様書(別紙様式4)	(正本1部、副本10部)
ウ	導入実績調書(別紙様式5)	(正本1部)
エ	業務実施体制(別紙様式6)	(正本1部)
オ	企画提案書	(正本1部、副本10部)
カ	提案見積書・内訳書(10年見積書)	(正本1部)
キ	参考見積書・内訳書	(正本1部)
ク	付属資料	(正本1部、副本10部)

(6)提案書等の記載内容

企画提案書等作成要領(資料2)に基づくものとする。

11 プレゼンテーションの開催日時及び場所等

(1)日 時:令和5年10月17日(火)午前8時30分から

(2)時 間:各提案者プレゼンテーション30分以内

なお、プレゼンテーション後、質疑応答の時間を別に設ける。

(3)場 所:神奈川県相模原市緑区中野256 相模原赤十字病院 中会議室

(4)内 容:基本仕様書及び企画提案書の内容を中心とした提案全体に係るもの。

(5)その他:プロポーザルの特定にあたっては、プレゼンテーションへの参加は必須であること。プレゼンテーションには従事者自身が出席することとし、会場への入場は、参加1業者につき3名以内とすること。また、PowerPoint 等の使用は可とし、その際、プロジェクターは当院が用意するものを使用して構わないが、ノートPC は持参すること。

12 プロポーザルの審査及び特定方法

応札技術仕様書による評点、提案価格(導入費用、運用費用)のほか、本件導入に対す

る理解度、企画能力、業務実施体制、業務実績について、相模原赤十字病院の選定する評価者により総合的に審査し、最優秀候補者及び優秀候補者のプロポーザルを特定する。

13 契約手続き等

- (1) 当院は優先交渉権者として特定された者と、日本赤十字社の諸規程に従い必要事項について協議の上、契約を締結すること。
- (2) 協議が不調となった場合には、プロポーザルの評価が上位であった者から順に必要な事項を協議の上契約を締結することがあること。
- (3) 契約対象となる内容は、そのすべてをプロポーザルの記載内容に拘束されるものではなく、当院と最優秀候補者と特定された者との協議により確定する。ただし、契約にあたってはプロポーザルの記載内容は最低限保証すること。

14 その他

- (1) 保証金及び契約履行保証
 - ア 保証金 免除とする。
 - イ 契約履行保証 免除とする。
- (2) 手続きにおける交渉の有無:有
- (3) 契約書作成の要否:要
- (4) 関連情報を入手するための窓口:上記5に同じ。
- (5) 失格となるプロポーザル提出者
上記4に掲げるプロポーザル参加資格を有する者であっても、プロポーザル及び見積書の内容によって、本件導入に適合した履行がなされないと当院が判断した場合、そのプロポーザルを提出した者を失格とすることがある。
- (6) プロポーザルの無効
参加表明書又はプロポーザルが次の条件の一つに該当する場合には、無効となることあること。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - カ 本件プロポーザルを公示した以後、プロポーザルの特定がなされるまでの間に、担当部局以外の当院及び日本赤十字社役・職員に対し、本件に関する接触を求めたもの。ただし、提案に必要な事項の調査等のために担当部局の許可を得た場合は、その限りでない。

(7)その他

- ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。
- イ プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し日本赤十字社として指名停止措置を行うことがあること。
- ウ 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合があること。
- エ 提出期限以降におけるプロポーザルの差し替え及び再提出は認められないこと。
- オ 提出された書類は、返却しないこと。
- カ 提出されたプロポーザルは公正性、透明性、客観性を期すため公表することがあること。
- キ プロポーザルの作成のために当院より受領した資料は、当院の了解なく公表・使用することはできないこと。
- ク プロポーザル作成及び提出に係る費用は提出者が負担すること。
- ケ プロポーザルの内容等について後日詳細を確認することがあること。